

添付法令資料 3 :

繊維及び繊維製品産業における機械及び／又は設備の再構築プログラムに関する

2024年7月2日付インドネシア共和国産業大臣規則No. 20 (目次)

同月 10 日施行

第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)

第 2 章 繊維及び繊維製品産業における機械及び／又は設備の再構築プログラムの実施

第 1 節 通則 (第 6 条及び第 7 条)

第 2 節 補償額 (第 8 条及び第 9 条)

第 3 節 機械及び／又は設備の基準及び分類 (第 10 条及び第 11 条)

第 4 節 繊維及び繊維製品産業における機械及び／又は設備の再構築プログラムへの参加要件 (第 12 条)

第 5 節 繊維及び繊維製品産業における機械及び／又は設備の再構築プログラムの実施手順 (第 13 条ないし第 21 条)

第 6 節 機械及び／又は設備の購入価格の一部補償の実現に係るプロセス (第 22 条ないし第 25 条)

第 3 章 プログラム運営管理機関、独立評価機関及び技術チーム

第 1 節 プログラム運営管理機関 (第 26 条)

第 2 節 独立評価機関 (第 27 条)

第 3 節 技術チーム (第 28 条)

第 4 章 報告 (第 29 条ないし第 31 条)

第 5 章 監督及び評価 (第 32 条)

第 6 章 行政処分 (第 33 条ないし第 36 条)

第 7 章 終則 (第 37 条及び第 38 条)